**仁淀ブルー観光協議会バスツアー助成金交付要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、仁淀ブルー観光協議会バスツアー助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業目的及び助成事業者）

第２条　一般社団法人仁淀ブルー観光協議会（以下「協議会」という。）は、仁淀川流域（土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村）の観光資源の活用と観光客の誘導を図るため、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第3条の規定に基づく登録を受けている旅行業者（以下「助成事業者」という。）に対し、主催する観光バスツアー（以下「ツアー」という。）の実施に必要な費用の一部を、予算の範囲内で助成する。

（助成対象）

第３条　助成対象は、次に掲げる第１号から第７号までの要件を満たすものとする。ただし、宿泊を伴う場合においては、仁淀川流域内の宿泊施設に宿泊するものとする。

（１）令和６年４月１日から令和７年３月15日までの期間内に催行される県外客を主としたツアーであること。

（２）バス１台当たり参加人数は10名以上であること（ただし、乗務員、添乗員等を除く。）。

（３）国、地方自治体が実施する会議、研修又は学校行事でないこと。

（４）ツアーの参加者が特定の政治、宗教活動を目的とした団体でないこと。

（５）ツアーの参加者全員へのアンケートを実施すること。

（６）仁淀川流域６市町村の中で２カ所以上の観光地を訪れること。

（７）流域内の飲食施設を1か所以上利用すること。

（助成額）

第４条　助成金の区分、額は、次表に定めるとおりとする。

ただし、助成できる数は、年度内に１事業者(他支店も含む)につきツアー5本を限度とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | ツアー1本あたりの助成金額 |
| 日帰り | 15,000円 |
| 流域内宿泊（1泊） | 30,000円 |
| 流域内宿泊（2泊以上） | 40,000円 |

（助成金の交付の申請）

第５条　助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、催行日の10日前までに助成金交付申請書（様式第1 号）に関係書類を添えて協議会代表理事（以下「代表理事」という。）に提出しなければならない。

（助成金の交付の決定）

第６条　代表理事は、助成金の交付の申請があった場合においては、当該申請の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付を決定し、その内容を助成金交付決定通知書（様式第２号）により助成事業者に通知するものとする。

（助成事業の着手）

第７条　助成事業の着手は、前条の規定による助成金の交付決定通知以降に行わなければならない。

（変更等の届出）

第８条　助成事業者は、助成金の交付の決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ助成金変更（中止）届出書（様式第３号）を代表理事に提出し、承認を得なければならない。

（１）交付申請の記載内容に変更が生じたとき。

（２）当該ツアーを中止したとき。

（実績報告等）

第９条　助成事業者は、ツアーが終了したときは、催行日（複数日に渡る場合は最後の催行日）から起算して2週間以内に、実績報告書（様式第４号）に関係書類（原本）を添えて代表理事に提出しなければならない。

（助成金の額の確定等）

第10条　協議会は、前条の規定により実績報告書を受理した場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う調査等により、交付すべき助成金の額を確定し、速やかに助成金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第11条　代表理事は、助成金の交付の決定後又は確定後において、申請若しくは報告の内容に虚為や不正が認められるときは、当該助成金の交付の決定を取り消すことができる。

２ 前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、助成金交付決定取消通知書（様式第５号）により助成事業者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第12条　代表理事は、交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（事業の終了）

第 13 条　助成金の交付決定額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

１ この要綱は、令和6年4月1日から施行する。